

2020年4月

中部電力ミライズ株式会社

## 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の 分社化に伴う契約承継について

平素は、当社事業に格別のご高配賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて当社は、2020年4月1日を効力発生日として、中部電力株式会社（以下「中部電力」といいます。）より、小売電気事業に関して有する権利義務を、会社分割の方法により承継いたしました。

これに伴い、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給の際に締結しております「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（高圧・特別高圧）」（以下、総称して「当該契約要綱」といいます。）における中部電力の契約上の地位及びこれに付随する権利義務について、電気販売事業に属するものについて当社が承継<sup>※</sup>いたしました。

※「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」にもとづく契約に承継いたしました。

また、同日より、当該契約要綱における検針および計量等その他の送配電に係る事項については、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力PG」といいます。）が、当社との契約に基づき実施いたしますが、発電者さまにおかれましては、中部電力PGが別に公表しております「託送供給等約款（2020年4月1日実施）」における発電者に関する事項（給電指令（出力抑制）の実施、託送供給等にもなう協力、発電場所の立ち入り等）について、遵守いただくことが必要となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それぞれの要綱等の詳細につきましては、以下のWebサイトにてご確認ください。

当 社：HP [「再生可能エネルギー発電設備（太陽光など）からの電力購入に係るご契約について 要綱」](#)

中部電力PG：HP [「託送供給などのご案内 託送供給等約款など」](#)